

駆け込みホットライン

－ 建設業法違反通報窓口 －

- ◆「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
- ◆「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報!!

全国
共通

TEL.  **0570-018-240**
(イ ハン) (ツウ ホウ)

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00～12:00 13:30～17:00
(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないように十分注意して情報を取り扱います。

九州地区建設業許可事務担当部署一覧

組織	担当課	郵便番号	所在地	電話番号
九州地方整備局	建設部 建設産業課	812-0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7	092-471-6331
福岡県	建築都市部 建築指導課	812-8577	福岡市博多区東公園7-7	092-651-1111
佐賀県	県土整備部 建設・技術課	840-8570	佐賀市城内1-1-59	0952-24-2111
長崎県	土木部 監理課	850-8570	長崎市江戸町2-13	095-824-1111
熊本県	土木部 監理課	862-8570	熊本市中央区水前寺6-18-1	096-383-1111
大分県	土木建築部 土木建築企画課	870-8501	大分市大手町3-1-1	097-536-1111
宮崎県	県土整備部 管理課	880-8501	宮崎市橋通東2-10-1	0985-26-7176
鹿児島県	土木部 監理課	890-8577	鹿児島市鴨池新町10-1	099-286-2111

【この資料のお問い合わせ】

Vol.2<H28.10>

福岡県福岡市博多区博多駅東2-10-7 国土交通省 九州地方整備局 建設部 建設産業課 TEL:092-471-6331



Front Line 国土交通省 九州地方整備局

九州を元気にする建設産業を支えます
社会資本整備を担う建設産業の発展



表紙の一部は筑波大学附属図書館所蔵「文部省発行教育錦絵」の「衣食住之内家幼絵解之図」より

国土交通省 九州地方整備局では、建設業法に基づき、建設業者の許可、経営事項審査、経営支援等を行い、建設産業の健全な発展、育成に努めています。

建設産業は社会資本整備(公共工事・住宅建築・災害復旧等)を担う大事な産業です。

担い手3法と呼ばれる「建設業法」「公共工事の品質確保の促進に関する法律」「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」等が平成26年6月に改正されました。他の取組みとともに建設産業の資質や能力を確保し、その健全な発展の促進に寄与しています。

■ 建設産業の担い手の確保

■ 工事施工体制の確保

● 担い手の確保・育成に国土交通大臣による支援の責務



改正された「建設業法」「公共工事品確法」「公共工事の入札適正化法」が担い手3法と呼ばれているように、建設業の担い手の確保・育成が建設業者等の責務として新たに規定されました。その取組みのひとつとして、就労環境を整備し、特に若年者や女性の建設業への入職促進を促す活動について支援を行っています。

● 建設業の許可に係る業種区分に「解体工事業」を新設



維持更新時代に対応した適正な工事施工体制を確保するため、建設業の許可に係る業種区分を見直し、解体工事業を新設しました。これにより解体工事についても、技術者を配置して、事故を防ぎ、工事の質をさらに確保します。(平成28年6月1日施行)

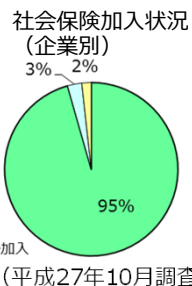
● 建設産業

道路、堤防、ダム、公園、港湾、鉄道、学校、病院、住宅など、私たちの生活をささえる建造物をつくる大事な産業です。



● 建設業者の社会保険未加入対策

社会保険の加入は法令上の義務です。建設工事発注者には、社会保険未加入業者への発注を慎むように要請し、また建設業者には、法定福利費を確保して、就労環境の改善となる労働者の社会保険加入を指導しています。



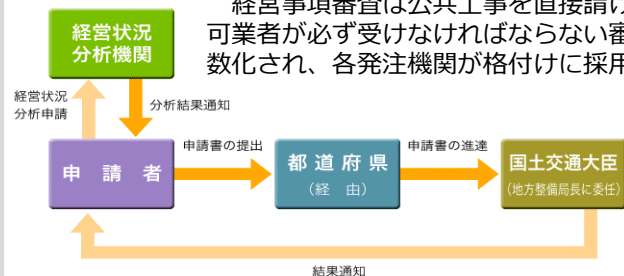
● 建設業からの暴力団排除の徹底

建設業法等で定める軽微な工事以外の工事を請負うには、同法の定めに従って、国土交通大臣もしくは県知事の許可が必要です。本改正により、建設業からの暴力団排除がさらに徹底されます。九州地方整備局では、九州管内の国土交通大臣許可に係る業務を行っています。また、許可された建設業者の申請書の一部については、閲覧することができます。

業種区分	業種区分	業種区分	業種区分	業種区分
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業
建設業	建設業	建設業	建設業	建設業

● 経営事項審査に「若年技術者と技能労働者の育成・確保」

経営事項審査は公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が必ず受けなければならない審査です。審査結果は点数化され、各発注機関が格付けに採用しています。今回の改正に伴い、審査項目に「若年の技術者及び技能労働者の育成及び確保の状況」等が平成27年4月から追加されました。



● 建設工事の労働災害の防止



平成23年度以降、建設業における労働災害の発生は上昇傾向にあり、その約半数は転落、墜落によるものです。九州地方整備局では福岡労働局等の協力のもと、事業者を対象に「建設工事における労働災害防止に関する説明会」を開催し、具体的な事例と対応策とともに建設業法令遵守ガイドライン等の説明を行っています。